

第 3 6 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 7 月 5 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 1 第 1 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金	子	幸	司	2 番	酒	卷	寿	雄
3 番	遠	藤	秀	生	4 番	大	宮	茂	男
5 番	成	嶋	君	美	6 番	飯	野	文	夫
7 番	坂	卷	洋	行	8 番	石	井	マ	サ子
9 番	岡	田	英	夫	1 0 番	寺	島	和	彦
1 1 番	村	越		等	1 2 番	橋	本	英	介
1 3 番	谷	田	貝	和	代	1 4 番	平	川	徹
1 5 番	染	谷		茂	1 6 番	山	崎	明	久

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友	野	博	之	1 8 番	小	川	克	己
1 9 番	栗	原		豊	2 0 番	染	谷	織	恵
2 1 番	大	塚	信	幸	2 2 番	豊	田	佐	智子
2 3 番	木	村		寿	2 4 番	関	根	勝	敏
2 5 番	濱	嶋		静	2 6 番	富	澤	英	三
2 7 番	林		敏	夫	2 8 番	飯	田	利	明
2 9 番	石	井	一	美	3 0 番	砂	川	晴	彦
3 1 番	坂	卷	儀	治					

1 5 名中 1 5 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

欠席者 なし

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 菊 池 章 浩
主 任 菅 野 翔 太

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（その 1 ～その 3）

7 報告事項

- （１）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （２）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （３）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について
- （４）柏市農地利用最適化推進委員候補者の選任について

（午後 2 時 0 0 分開議）

議長 ただいまより第 36 回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員 16 名中 16 名，推進委員 15 名中 15 名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは，日程 1 議事録署名委員を選任したいと思いますが，

選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは，指名をいたします。

岡田英夫委員，寺島和彦委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議長 今月の担当は，第４調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長よろしくお願いいたします。

坂巻洋行委員長 農地第４調査会は，去る７月１日，２日，令和６年度第４回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条１件，第５条２件，許可を要しない土地の証明願２件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年３月に開催された第３２回総会の議案第１号の９件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、2 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模の拡大のため、また譲渡人は、相続するも農業を行わないため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、布施の畑●●筆、●●㎡で、●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 村越です。譲受人の方は年齢は何歳でしょうか。

橋本委員 ●●歳です。

村越委員 譲受人は、今までどこの畑で作っているのでしょうか。

橋本委員 次男さんが新規就農していたんですが、次男さんが亡くなって、その後、定年したお父さんのほうが今度その息子さんの代わり

に農業をその場所でやるという形になります。

村越委員 自分の子供がやっていたの。

橋本委員長 新規就農でやっていたんですが、亡くなったそうです。
それで、お父さんのほうが引き継ぐ感じ。

村越委員 お父さんのほうがやるということ。

坂巻洋行委員長 はい。

議長 よろしいですか。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

現在準備中の作業場に隣接しているとの記載がありますが、これ地図で見るとどの辺りのことでしょうか。

坂巻洋行委員長 この買われた土地の隣接地、別を買われてあって、そこをリフォームして作業場として使うということです。

議長 ●●という番地が入っている所ですね。
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、6ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、十余二の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で、資材置場を借りていましたが契約満了すること及び事業拡大に伴い、新たな資材置場及び車両置場を探していました。申請地は、事業所からの交通の便が良く、工事現場への拠点としても利便性があることから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、現状の地盤高は変更せず、砕石敷き及び車両出入口はコンクリート舗装とします。敷地内は、不陸整正とするため、路盤材等を搬入し、転圧を行います。

被害防除対策として、周囲はフラット鋼板を単管パイプで固定し、出入口はパネルゲートに南京錠を設置し、侵入防止をします。雨水は、自然浸透とします。工事中は、交通誘導を配置し、安全対策を十分に行います。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第4調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

飯野職務代理者 これ，路盤は大丈夫なんですか。県道から入っていく道路ですよ。

坂巻洋行委員長 ええ。あそこ狭い。

飯野職務代理者 狭くて，路盤は大丈夫なのか。どのくらいの大きさの車なんですか。

坂巻洋行委員長 一応 10 t 車は通るみたいなんですけれども，聞いたんですけれども，大丈夫とのこと。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，1 番を承認いたします。次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、賃借権設定に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、塚崎の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●の●●を実施している事業者です。●●に併設した車両置場を複数所有しており、一部の車両置場は、事業地から約1.5km離れた●●に借地しております。盗難防止や車両管理を円滑に行うために、事業地から近い位置に車両置場として利用できる土地を探していたところ、その土地が見つかり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、●●台分の車両置場です。アスファルト舗装とし、白線で車両駐車位置を明示します。造成は、場内の切土にて整地し、土砂の搬入は行いません。

被害防除対策として、既存の車両置場との隣接地境目には、板柵を設置します。農地や山林側には、板柵とフェンスを設置し、周辺への土砂流出対策をします。西側の出入口や東側の3か所の出入口には、雨水流出防止のための横断側溝を設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この土地の周り全部畑と雑種地になっているんですけれども、既存のこの車両置場と出入口なんかはつながっているということでしょうか。

坂巻洋行委員長 この西側になるのかな、●●からこの辺は農地で、あと周りは全部駐車場になっています。

酒巻委員 駐車場の横にまた駐車場ができる。

坂巻洋行委員長 そうです。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、16 ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が平成20年及び平成27年に相続により取得しましたが、昭和44年から宅地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、大青田の畑●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成元年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2 番について、ご報告します。

調査会資料は、19 ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が平成18年5月に相続により取得しましたが、昭和44年4月、道路位置指定に基づき、宅地の一部として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、花野井の畑●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として昭和50年の航空写真が添付されています。

以上のとおり，現地調査を実施し，審査したところ，第４調査会としては，承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。
２番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，２番を承認いたします。

議長 議案第３号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」その１からその３を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局。
（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。
議案第４号その１につきましては，●●が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，議長を飯野職代と代わります。
それでは，退席をいたします。よろしくお願いいたします。

（●●が退席）

飯野職務代理者 それでは，議案第４号その１の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が上利根の田●●筆、面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職務代理者 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職務代理者 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●が着席)

議長 それでは議案第4号その2の審議に入ります。

議案第4号その2につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第17番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は●●に所在する農地所有適格法人で戸張の田●●筆、戸張新田の田●●筆、大井の田●●筆、大井新田の田●●筆、塚崎の田●●筆、箕輪の田●●筆、泉の田●●筆、千間橋の田●●筆、染井入新田の田●●筆、手賀新田の田●●筆、若白毛の田●●筆、鷺野谷の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは議案第４号その３の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第１８番は、●●に在住の農業者が大青田の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は３年です。

計画番号第１９番は、●●に所在する一般農業法人が船戸の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は３年です。

計画番号第２０番は、●●に所在する一般農業法人が手賀の畑●●筆、面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は２年です。

計画番号第２１番から２２番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は●●に在住の農業者で布施下の田●●筆、弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第２３番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は布施に所在する農地所有適格法人で布施の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は５年です。

計画番号第２４番から２５番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は●●に所在する農地所有適格法人で泉の畑●●筆、鷲野谷の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第２６番から２７番は、●●に在住の農業者が若白毛の畑●●筆合計面積●●㎡に継続で賃貸借権を設定するもので、設定期間は５年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その３について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、その３を承認いたします。

議案第４号その３を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは議案第４号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 今後の予定を申し上げます。

７月１６日の臨時総会を経て、第２４期農業委員会の新体制となります。

8月1日木曜日，2日金曜日が調査会で，1日は午前9時から，2日は午後1時からです。場所は，1日，2日ともに，分室1の2階の第1会議室です。

担当は，農地第1調査会です。

8月7日水曜日が総会で，午後2時から，場所は分室1の2階，第1会議室でございます。

これをもちまして，第36回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（午後2時45分閉会）